

寿都湾

議会だより

No. 142 平成21年8月

発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成21年 第2回定例会

平成21年第2回定例会は、6月16日招集され、町長の行政報告の後、報告1件、意見案5件、条例の一部改正1件、単行議案2件、補正予算2件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

平成20年度一般会計及び各特別会計の決算について、5月29日に納納閉鎖いたしましたので、その概数を報告します。

■一般会計

○歳入

34億8千7百63万1千円

平成20

年度一般

会計及び

各特別会

計の決

算につい

て、5月29

日に納納

閉鎖いた

しました

ので、そ

の概数

○歳出 32億9千51万円

○歳入 4億6千8百24万2千円

○差引 1億9千7百12万1千円

○歳出 4億5千20万3千円

（翌年度へ繰り越すべき財源）（仮称）こどもふれあいセンター整備事業及び定額給付金給付事業など4事業、1億7千26万4千円。

○差引 1千7百3万9千円

この繰り越す特定財源により歳入歳出差引額が多額となったものであり、実質収支額は、2千6百85万7千

○歳入 6千9百95万8千円

○歳出 6千5百63万円

○差引 4百32万8千円

■後期高齢者医療特別会計

○歳入 5千81万1千円

円となります。）

■国民健康保険事業特別会計

○歳入 4億6千8百24万2千円

○歳出 4億5千20万3千円

○差引 1千7百3万9千円

■老人保健特別会計

○歳入 6千9百95万8千円

○歳出 6千5百63万円

○差引 4百32万8千円



7月17日に寿都保育園祭典御神輿行列が行われました。

○歳出	5千43万9千円	○歳出	3億3千7百97万1千円
○差引	37万2千円	○歳出	
■介護保険事業特別会計		○差引	3億3千53万6千円
○歳入		○差引	7百43万5千円
	4億6百88万2千円	■風力発電事業特別会計	
○歳入		○歳入	
	4億3百40万9千円	○歳出	3億1千72万1千円
○差引	3百47万3千円	○歳出	
■簡易水道事業特別会計		○差引	3億1千46万3千円
○歳入		○差引	25万8千円
	1億5千2百31万3千円	以上、各会計の決算につ	
○歳出	1億5千22万円	きましては、計数整理の上	
○差引	2百9万3千円	監査委員の意見を付し、議	
■公共下水道事業特別会計		会に提出いたします。	
○歳入			

審議した案件

報告

◆平成20年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

平成20年度の事業のうち、

- ・高速無線施設整備事業 3千2百2万円
- ・定額給付金事業 6千4百16万1千円
- ・（仮称）こどもふれあいセンター整備事業 3億1千5百40万8千円
- ・子育て応援特別手当交付金事業 158万5千円

を平成21年度へ繰越したことの報告です。

条例の一部改正

◆寿都町国民健康保険条例の一部改正……………原案可決（賛成9 反対0）

健康保険法施行令の改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産について、出産育児一時金を4万円引き上げ、42万円の支給額とするものです。なお、平成21年4月1日から同年9月30日までの出産については、一般会計で加算部分の措置をすることになりました。

単行議案

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定……………原案可決（賛成9 反対0）

「歌棄辺地」（下水道・合併処理浄化槽整備）及び「磯谷辺地」（下水道・合併処理浄化槽整備、経営近代化施設・漁船保全施設整備（横瀬・瀬戸））を整備するため、総合整備計画を策定するものです。

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更……………原案可決（賛成9 反対0）

「湯別辺地」につき、寿都町（老朽化に補正予算（業）を追加するものです。

◆平成21年度一般会計補正予算（第1号）……………原案可決（賛成9 反対0）

予算総額に、7千2百34万5千円を追加し、総額を31億1千5百34万5千円とするものです。

●補正の主なもの

- ・総務費（老朽化に伴う総合庁舎電気キュービクル改修工事 他）93万8千円増
- ・民生費（出産育児一時金の追加、（仮称）こどもふ



れあいセンター面積増に伴う工事費増 他）

- ・衛生費（寿都診療所電子カルテシステム導入 他）2千5百85万7千円増
- ・労働費（人材雇用創出事業にかかる業務委託）70万円増
- ・教育費（歴史的資料整理等委託、給食センターボイラー設備等修理 他）4百61万円増

◆平成21年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）……………原案可決（賛成9 反対0）

予算総額に2百50万円を追加し、総額を1億6千2百80万円とするものです。

●補正の主なもの

- ・施設費（湯別地区配水管布設工事）2百50万円増

意見書可決 関係大臣等へ送付

●意見案第1号
所得税法第56条の廃止を求める意見書

（賛成9 反対0）

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年6月16日提出
提出者
寿都町議会議員 中里徳男
寿都町議会議員 石澤洋二

拍車をかけています。税法上では、青色申告にすれば、賃金を経費にすることができ、青色や白色など申告の仕方でも働き分を認めたり、認めなかったりする制度自体が矛盾しています。ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認めています。

この問題は税金の問題ではなく、ひとりの働く人間として、働いていることを認めるのかどうかという人権問題です。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従事者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

北海道寿都郡寿都町議会（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣



●意見案第2号
地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額を求める意見書

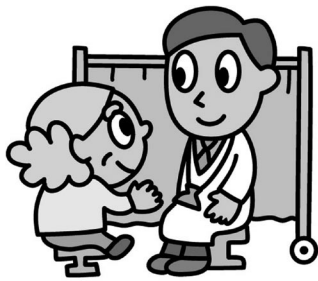
(賛成9 反対0)

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年6月16日提出

提出者
寿都町議会議員 小西正尚
寿都町議会議員 沢村国昭

国の医療費抑制政策によつて、深刻な医師・看護師不足問題が発生し、病院・診療所の閉鎖、診療科の閉鎖、病床数の削減が相次いでいます。とりわけ自治体病院は、へき地医療、救命救急医療、地域災害医療など、住民の命と健康を守る地域医療の中核を担っています。しかし、医師・看護師不足に加え、地方財政の悪化と、本年度から全面施行される財政健全化法に



よつて、赤字の自治体病院の運営から撤退、縮小する自治体が広がっています。

ところが国は、「公立病院改革ガイドライン」をもとに、自治体に対して財政

効率優先の改革プランの策定を事実上強要し、病床数の削減、独立行政法人化や民間移譲等の運営形態の見直しを求めています。

そもそも自治体病院の運営が困難に陥っている原因は、国の政策がもたらした医師・看護師不足、診療報酬の削減、地方交付税の削減等による自治体財政の悪化にあります。国自らの責任を棚上げにして、自治体病院にのみ「財政健全化」を求めることは、不当であります。

今日、人々を震撼させている新型インフルエンザ対策でも、自治体病院が大きな役割を担っています。今こそ住民の命と暮らしを守る自治体病院の役割をきちんと評価し、診療報酬の引き上げ、医師・看護師の増員、地方交付税の増額等、地域医療の中核的存在である自治体病院の安定的運営のための支援を強化することが重要であります。

よつて、政府において、地域医療確保と自治体病

院充実のための財政支援の予算を大幅に増額されるよう、強く要請致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

北海道寿都郡寿都町議会(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

●意見案第3号

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書

(賛成9 反対0)

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年6月16日提出

提出者
寿都町議会議員 木村真男
寿都町議会議員 越前谷由樹

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでにも増して大きくなっており、なかでも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・拡充に対する国民の期待が高まっています。「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願」が



2006年以来、毎年、衆参両院において全会派一致で採択されていることは、こうした国民の声の反映に他なりません。

しかし、この間、社会保障審議会少子化対策特別部会や地方分権改革推進委員会、規制改革会議などで行われている保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容と逆行するものであります。

こうした改革が進めば、子供の福祉よりも経済効率性が優先され、過度の競争が強まらざるを得ず、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになります。

すべての子供たちの健やかな育ちを保障するために

は、請願の趣旨及び請願項目を早急に具体化し、国・自治体の責任で保育・学童保育、子育て支援施策を大幅に拡充する必要があります。

よつて政府において、下記事項の具体化を図られるよう強く求めるものであります。

一、児童福祉法24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないこと。

二、保育所最低基準は堅持し、抜本的に改善すること。

三、待機児解消のための特別な予算措置を行うこと。

四、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。

五、子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立のための環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

●意見案第4号
生活保護の「母子加算」の復活を求める意見書

(賛成9 反対0)

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年6月16日提出

提出者
寿都町議会議員 岡部 武
寿都町議会議員 山本喜彦

1949年に生活保護に母子加算ができてから60年目の今年、数年間の減額措置を経て、2009年3月31日で全廃されました。

母子家庭からは、「食費を削り、風呂の回数も減らした」「本当は野球部に入りたいけれど我慢している息子を見るのはつらい」「あらゆるものを節約。実際もほとんどできません。支給額を減らすのではなく、もう少しでいいので増やしてほしい」と声があがっております。

母子加算の廃止は、「消費支出額が一般母子家庭の水準と比べ生活保護の方が高い」との理由によるが貧困状態にある母子世帯の底上げをすることこそ求められています。厚労省は就



労を促進するといっているが日本の母子世帯の就労率は諸外国より高く、既に84%が就労しております。母子加算がなくなつた分、生活保護基準は引き下げられ、貧困化が一層進むことは目に見えております。

子供の貧困化、貧困の連鎖を断ち切ることが社会的課題となつているとき、母子加算の廃止はそれに逆行するものであります。

母子加算の財源200億円は09年度予算の補正予算の70分の1(0・14%)を使うだけでできる額であります。

母子加算はひとり親の生活保護世帯に対し、子供の健全な育成のために出されたもので、子育てに欠かさない給付であります。加算は単なる上乗せではなく、幼児や成長期の子供がいる生活保護家庭では、母子加算があつてこそ初めて最低限度の生活が保障されるものであります。子供が熱を

出しても仕事が終わらず、ベビーシッターをお願いするなど経済的負担とともに父親の役割も果たしていくといった目に見えない精神的負担があります。

母子家庭は一般世帯の4割にも満たない収入であります。憲法25条の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に反するものであります。

よつて政府に対して、生活保護の母子加算を復活するよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

北海道寿都郡寿都町議会(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

景気の急速な悪化を受け、企業経営も労働者の暮らしも、深刻な事態に直面しております。政府も大型の補正予算を組んで、雇用対策や中小企業対策を打ち出してあります。しかし、融資や補助金をいくら増やしても、消費が活性化しなければ経営の展望は開けず、地域経済も活性化しません。世界的金融危機で、輸出先国の経済は打撃を受け、景気回復には内需が決定的役割を果たします。雇用対策と同時に貧困層を救う所得保障が必須であり、その代表的施策である最低賃金改善の重要性が増しております。この見解は3月29日にイタリアで開催された主要8ヶ国(G8)労働大臣会合でも確認されております。

ここ数年続いた好況期、日本ではワーキングプアが急増し、労働者の3分の1超が年収200万円未満であります。彼(女)らは、各産業の各現場で懸命に働き、企業利益に貢献しましたが低賃金ゆえに十分な貯蓄もできず、解雇されるや生活困窮に陥つています。今の最低賃金は最も高い地方で時給766円、低い地方では時給627円。底支えというよ

最低賃金の引き上げは、貧困対策のみならず、景気刺激策としても有効であります。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからです。不況により企業の「支払能力」は低下してありますが今の最低賃金はあまりに低く、08年(平均16円)程度の引き上げでは中小企業にとつても「ほとんど経営に影響はなかった」といわれており(全国中小企業団体中央会の調査より)更なる大幅引き上げが可能ということであります。

●意見案第5号

最低賃金の改善と安定雇用創出、中小企業対策の強化を求める意見書

(賛成9 反対0)

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年6月16日提出

提出者
寿都町議会議員 木村親志
寿都町議会議員 山本喜彦



り、賃金抑制の役割を果たしています。これでは内需が冷え込むのも当然であります。

最低賃金の引き上げは、貧困対策のみならず、景気刺激策としても有効であります。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからです。不況により企業の「支払能力」は低下してありますが今の最低賃金はあまりに低く、08年(平均16円)程度の引き上げでは中小企業にとつても「ほとんど経営に影響はなかった」といわれており(全国中小企業団体中央会の調査より)更なる大幅引き上げが可能ということであります。

公正取引確立の点でも最低賃金は重要であり、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係や競争入札の力学の中でも

貧困が生み出されないようにし、適正利潤を含んだ単価設定が可能となる経済社会を実現するべきであります。

労働基準法は、第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」とし、最低賃金法は最低賃金と生活保護との整合性をうたつています。

記

一、政府、最低賃金審議会は、今年度の最低賃金の改定にあたり、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、「誰もが最低限度の生活ができる賃金が確立されること」を目標に時間額1千円・日額7千400円・月額15万円以上とすること。

二、政府、最低賃金審議会は、下請取引適正化の推進と最低賃金の底上げとを併せて推進することでまともな単価で公正な取引がなされる経済環境を実現すること。

三、政府、最低賃金審議会は、公正競争確立のため、全国一律最低賃金制の法制化を検討すること。

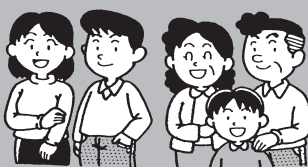
四、政府、最低賃金審議会は、企業に対し、労働者の雇用維持と安定雇用の創出を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

北海道寿都郡寿都町議会(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、北海道労働局長、北海道最低賃金審議会会長

議会の傍聴はお気軽に

9月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは
議会事務局へお問い合わせください。
(TEL 62-2511)

ここが聞きたい

一般質問

第2回定例会での一般質問では2名の方から4項目について質問がありました。

岡部 武 議員

社会

核兵器のない世界について



■質問

アメリカのオバマ大統領がプラハで「核兵器を使用した国として道義的責任にたち、核兵器のない世界のために行動する」と現職の大統領として初めて言明した演説から間もなく2ヶ月経ちます。核兵器廃絶のため努力し続けている多くの人々がこの演説を大変歓迎し、実現に向け世界を動かすチャンスとして動きを強めております。まず町長にこのオバマ大統領の「核兵器を使用した国の道義的責任」と「核兵器のない世界のために行動をする」との演説をどのように受け止めているか伺いたいと思います。

その最中、北朝鮮が核実験を強行しましたが、これは世界の世論に全く挑戦するものです。こういう逆行を許さないためにも、草の根から核兵器廃絶のうねりを強めることが重要であります。

日本共産党の志位委員長がオバマ大統領に書簡を送りましたが、アメリカ政府から届いた返書には、「どうすれば最良の方法で核兵器のない世界を実現するかについての考えを伝えていただいたあなたの情熱を嬉しく思う。」とこれまでにない真剣さが示されております。また来年5月の核拡散条約再検討会議では「核兵器の完全な廃絶を達成する」との核兵器保有国の

「明確な約束」が議題とされることを確認されております。この「核兵器の完全な廃絶を達成する」という中心課題に正面から向き合おうとしないのが我が被爆国の日本政府です。北朝鮮の核開発を口実に「核の傘」に固執しては核兵器廃絶は勿論、北朝鮮問題でもリーダーシップを発揮することはできません。今こそ草の根から核兵器廃絶のうねりを強める必要があります。

そこで町長に草の根から核兵器廃絶のうねりを強める必要性をどのように考えているか伺いたいと思います。

●町長

核兵器のない世界について2項目のご質問でございますが、オバマ大統領は演説の中で、核兵器の最大の保有国であるアメリカが今後4年間で核軍縮に取



り組む方針を強調しております。その具体策として今後の核兵器生産禁止や新たな核不拡散条約の強化を挙げ、万が一ルールを破った国はその報いを受けるような制度を整備する必要もあると、核兵器廃絶を国家目標として取り組むことを明言いたしました。この演説の中で、「核兵器を使用しただけでなく、核兵器保有国として、行動していく道義的責任がある。」と、さらに「先頭に立つて核兵器のない世界の平和と安全を追求する決意である。」と述べております。

このことは、歴史的にも非常に意義のある演説であると感じております。核兵器廃絶に向けた動きが加速することを願うものでございます。

また、草の根から核兵器廃絶のうねりをとういうことについてであります。世界各国が同じ未来を見つめ世界平和を実現するため、世界で唯一の被爆国である日本としても「核兵器がもたらす悲しさ」を伝え、核廃絶に向けた運動を行っていくべきだと考えております。

財政

岡部 武 議員

役場職員の夏季一時金削減について

■質問

本町でも人事院勧告に準じて役場職員の夏季一時金を0.2ヶ月分削減しました。これまでの人事院勧告は毎年5月から実施される民間給与実態調査において、前年8月からその年の7月までの1年間の実績を把握して官民格差を算出した上で、8月に勧告を出すものでした。ところが今回は4月に特別調査を実施し、深刻な不況の影響を受けている民間に合わせ、公務員の一時金を削減しようとして5月に勧告を出したものです。

人事院勧告制度は公務員労働者の権利を奪う代わり、その代償として作られたものであり、今回のようなルール無視の対応は認められないと考えますが、町長はどのように考えるか伺います。

全国的、全道的にはこういった強引なやり方を認めず、凍結措置を選択した自治体もあると聞いておりますが、その実態を伺いたい

と思います。また本町ではどのような議論を経て、条例提案に至ったのか併せて伺います。

今回の改正は民間事業者にも影響を与えるものであり、「賃下げの悪循環」を招くものです。個人消費をあたためる事が喫緊の課題であるにもかかわらず、内需拡大という景気対策には逆行するものではないでしょうか。この点をどのように考えるか伺います。

最後に町職員の給与については今回の夏季一時金の削減だけではなく、これまで独自の削減も実施していますので、その削減額は全体でどの様になっているか伺います。

●町長

「役場職員の夏季一時金削減について」の質問であります。人事院勧告制度につきましては、ご承知のとおり労働者の労働基本権である団体交渉権や争議行為を昭和23年国家公務員法の改正に伴い、公務員の団体交渉権の制限や争議行

為の禁止に対する代償措置として設けられたものであり、代償措置の根幹をなすものであります。しかし、

勧告が完全実施されない場合など、公務員労働者の労働基本権の保障となりうるのか、或いは、争議権禁止の代償措置としてなりうるのか、争議権の回復要求などの多様な意見があったのも事実であります。基本的には制度本来の姿勢を堅持され、労働基本権制約の代償措置としての機能は果たしてきたものと認識しております。

また、地方公務員の給与は、地方公務員法第24条の規定により国や他の公共団体、民間等の実情を考慮し定めることとされているところですが、実際のところ国家公務員の給与に準拠することで運用されているのが実態であります。

このたびの勧告は、日本経済や企業業績が急激に悪化し、この影響を受けて民間の夏季一時金は大きく低下しており、この異常事態に対応して民間準拠を基本とする公務員給与水準を適正に保つための臨時的な勧告による暫定措置であり、基本的に理解すべきものであります。

次に全国的、全道的な削減の状況であります。

5月22日現在の資料であります。小樽市を含めた後志管内では、6月手当で削減予定が5市町村、8月勧告とあわせ12月に提案する、或いは12月に調整や検討するなどを含め5月中に条例提案しない町村が15町村であります。

全道では、180市町村中、6月手当で削減予定が129市町村で71・2%、全国では、1千799市区町村中、6月手当で削減予定が1千611市区町村で89・5%となっております。

次に条例提案までの経過であります。人事院は、5月1日に国会及び内閣に対し勧告し、それを受け政府は、人事院勧告尊重の基本姿勢により、また社会経済情勢などさまざまな観点から検討を行い、5月8日の給与関係閣僚会議において、勧告どおり実施することを決定し、市町村には同日付で通知がございました。

職員団体とは事前協議しながら、通知後には正式協議に入り、5月13日付けで合意し、5月19日開催の臨時議会に提案し可決されたところであります。



職員の給与は、従来から人事院勧告を基本とし、国家公務員の給与に準拠し、運用していますが、給料については3年間独自削減を行っているため、人勧準拠の立場は今後も理解できても、独自削減及び人勧による削減の影響は、非常に大きなものとなります。後8月に出される人事院勧告は、12月手当にもさらなる減額が予想されることから、前段として6月手当の削減をし、本勧告の内容によつては今後の対応を検討することで合意に達したところであります。

また、このたびの公務員給料の減額は、現下の社会経済情勢を鑑みると止むを得ないものであります。民間の雇用不安や賃金体系

と合わせて、このことが少なからず消費や内需拡大に影響があるのも事実として認識しております。このことから、民間における現状での雇用不安や将来に対する不安を取り除く施策や不況から脱却するための強力な施策への展開を急ぐべきものと考え、1日も早い景気の回復を大いに期待するものであります。

現在の職員給与の削減状況ですが、このたびの人事院勧告による手当の削減0・2月分の削減と、給料5%の独自削減により年間3千340万9千円の削減となります。

このことは職員や家族にとつて、大きな打撃であり、職員団体と協議する中、切実なる声も聞き理解してはいますが、あくまでも暫定的な措置ということで、人事院勧告を基本的に尊重する立場から、条例提案となつた次第であります。これからも職員団体と互いに理解を深めながら、誠実に協議してまいります。

■再質問

役場職員の夏季一時金の削減の問題で「全体としては人事院勧告に基づいて止むを得ないという印象」で

答弁されてましたけれども、ただ今回の場合、私は「ルール無視」だと思ふんです。本来8月に出すべきものを4月に出す、要するに公務員の給与を削減するために出したんです。これは明らかに「ルール無視」だと私は思います。その点、町長触れませんか、どういうふうにかえてい

るのが非常に厳しい、もつと落ちる可能性もあるというふうに一般的に見ているようです。そうするとますます民間の給与が低くなると思います。そうするとまた同じように「民間が低くなつたんだから公務員も低くせよ」と「悪循環」になつて行くのではないかと私は

思います。そういう場合でも「人事院に準じる」という姿勢でやっていくのかどうか。「やつぱり公務員の給与をちゃんと確立し、引き下げない。その上で民間も何とか引き上げる」という姿勢に立たなければ、ますます公務員の給与が下がる、民間が下がったら、また公務員もまた下がる、こういう「引き下げの悪循環」の給与体系を町長はどの様に考えるか再度質問いたします。

●町長

まず1点目のルール無視ではないかというご質問でありますけれども、今まで従来は年に1回、8月というのが通例でありまして、今回のような緊急的な対応というのは、やはり昨年の同時不況の危機感から人事院が勧告したということとで本来こういう姿というのはあつてはならないと基本的に思つておりますけれども、それ以上にこの世界的な不況というものがこういう人事院にも影響を与えているのかなというふうに捉えているところであります。

2点目の今後の景気回復について民間と公務員との関係でございますけれども、やはり本町だけで考えた場合、民間がしつかり、産業が活性化になつて、民間の給与関係も上昇すると、やはり公務員というものは地域の住民があるから地方公務員も成り立つていくという観点からすると、やはり民間の景気回復というのを急ぐように、町でもできる限りの支援をして、その関係について連動していくべきだというふうに考えております。ただその上位

にこの人事院勧告というものが、どうしてもなされたときには、我が町だけがそれに反発して、もし削減の勧告があつたときには、しないというのはいろいろな観点から考えたときには非

岡部 武 議員

行政 集落支援員制度について

■質問

過疎化や高齢化が進む集落を元氣付けるため、集落支援員を設置する市町村が増えています。総務省によりますと2008年度は全国の66市町村が設置する事業に取り組んでいます。

2009年度から導入する地方自治体も相当あり、各地で支援員と地域住民が協力し、集落の活性化に取り組むことが期待されています。本町でも人口減と高齢化の進行によって町内の集落にはいろいろな問題があり、それが今後、一層深刻になる恐れがあります。そこでまず、町内集落の現状とそれらの集落が抱えている問題をどのよう把握しているか伺います。

常には頭の痛い部分でもございますので、職員組合とも十分協議して方向性を見出して行きたいというふうを考えているところでございます。

また、『集落支援員制度』については、只今申し上げました集落の状況が日本全国で重大な問題となつている背景から、昨年8月に総務省が地方自治体に通知した集落対策の推進として示されております。

この制度は、行政経験者、農業委員など地域の実情に詳しい人や定住促進などで受け入れた若い人などを集落支援員として自治体が雇用し、住民の生活維持や集落の活性化などについて住民と一体となつた話し合いと対策を進めるといったもので、その費用については特別交付税で国が財政

用し、都会から農漁村部に移り住んだ20代から30代の支援員がこれまでの地域になかった発想で活動を展開している事例も増えているようです。この制度の概要と本町で対応をどのように考えるか伺いたいと思います。

●町長

集落支援員制度について2項目に分けての質問であります。町内集落の現状と問題点につきまして、人口の減少と高齢化が進んでおり、寿都町全体の高齢比率は、本年5月末現在で35・7%と高い比率を示しており、集落単位で見

下、生活交通手段の不足、空き家の増加やその荒廃などの問題につがっており、今後一層深刻になる恐れがあるものと捉えております。

また、『集落支援員制度』については、只今申し上げました集落の状況が日本全国で重大な問題となつている背景から、昨年8月に総務省が地方自治体に通知した集落対策の推進として示されております。

この制度は、行政経験者、農業委員など地域の実情に詳しい人や定住促進などで受け入れた若い人などを集落支援員として自治体が雇用し、住民の生活維持や集落の活性化などについて住民と一体となつた話し合いと対策を進めるといったもので、その費用については特別交付税で国が財政

支援することとされております。この制度を活用するとした場合に、集落支援員の人材をいかに確保するかが重要であり、そのための基盤整備も図っていく必要があると考えております。

始まったばかりの制度でもあり、本年4月現在で、この集落支援員を配置している市町村はまだ道内においてはありません。今後、全国的な事例なども参考に、どのような形で集落の活性化を支援できるかを検討した中で設置の必要性を判断してまいりたいと考えているところでございます。



行政 越前谷由樹 議員 人口減に対する町の方策



■質問

少子高齢化等により、道内の大半の自治体で人口減少が進んでおります。

ご多分にもれず、我が町も2005年の国調人口

3千744人にに対し、本年4月末の住民基本台帳は3千545人であり199人減となっております。

一概に国調人口と住民基本台帳人口は比較ができるわけではございません

が現実には減少しているということでございます。昨年の12月に道新に掲載され、国の人口問題研究所によりますと寿都町の人口は2005年の国調人口3千744人にに対し、30年後の2035年には2千35人と推計されており、この様な状態になれば、町として、一自治体として、危機的段階を意味することになると危惧される訳であります。

テレビや新聞等で限界集落について取り上げられておりますが、我が町においても高齢化率・人口の減少率が高く、限界集落に該当する地域や準限界集落と思われる地域が多いのではと思います。

こうした人口減に起因する限界集落等に対する町の方策としては、間接的には各種産業の振興、働く環境や住宅の整備、医療・福祉の充実、教育文化の振興など普段の町づくり事業の積み重ねが必要であります。ストリートに今の人口減少を解消する、或いは力になる方法がないものか検討する必要があると思

います。

そこで町長に伺います。

1点目、こうした人口



減を解消できるような何らかの方策について、町長はどの様に考えているか伺います。又、居住人口を増やす方策について考えているか、この点についても伺います。

2点目、人口と国からの収入財源である普通交付税とは大変重要な財源関係にあります。人口減少は普通交付税の減につながります。

寿都町における、昨年(平成20)の一人当たりの普通交付税対象額(基準財政需要額)はどの位なのか伺います。

3点目、人口の減少により、一自治体だけで各種事業を進める事が非常に不経済、非効率的な場合が考えられます。そこで近隣町村との連携を今以上に図っていく必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

又、広域連合(後志)へ

の参加について、人口減という点からどう考えるか伺います。

●町長

1点目の人口減を解消できるような何らかの方策及び居住人口を増やす方策についてですが、少子高齢化の進展により、後志管内においても僅かながらも人口が増えていくのは2つの自治体だけであり、他は軒並み減少の一途を辿り、歯止めがかからないのが現状となっております。

こうした状況の中、本町におきましても産業基盤整備をはじめ様々な分野において振興策を講じておりますが、人口の減少は続いており頭を悩ませるものとなっております。

人口減を解消できる方策は、人材の町外流出を抑え、流出したとしてもその人材を呼び戻すことに視点を置く必要があると考えます。

また、居住人口を増やすためには、Jターン、Iターンにも力を入れ移住人口を増やすことが考えられますが、第一には就職の場が確保されなければならないと考えております。

さらに、ふるさととして町の魅力も高めていかなければなりません。



ればなりません。これらの方策は、産業振興をはじめ各種施策の相乗効果と地域との協働態勢がなければ成り立たないものと認識しておりますので、次期総合振興計画の中で取り進めてまいりたいと存じます。

次に2点目の『平成20年度の地方交付税・普通分の基準財政需要額に対する一人当たりの金額はどの位か』とのご質問ですが、昨年度の地方交付税の普通分に係る基準財政需要額は16億5千88万7千円で、平成21年3月末日の本町の人口は3千527人となっております。

住民一人あたりの基準財政需要額の割合は、約46万8千円となりますが、ご承知のとおり、年々、本町の基準財政需要額と人口は減少しておりますが、過去10年の推移から一人あたり

の基準財政需要額の平均の減少率は約1・3%となっております。

続いて、3点目の広域連携についてですが、行政効率を考えると近隣町村との連携が重要なことは私も当然必要であると考えており、テレビ中継局の整備や漁業振興における資源増殖など、これまでも近隣自治体や広域連携により対応してきているところであります。

また、広域行政としての『後志広域連合』につきましても、その手法を否定はしておらず、最大の目的である行政効率を考えたとき、まだまだ検討の余地があるため参加を見送っているものであります。

現在に至りましても、行政の二重構造や不経済な仕組みについて設立当時と状況が変わっていないことから参加する考えはございませんので、ご理解いただきたいと存じます。

■再質問

人口問題を解決する方法というのはなかなか難しく、一朝一夕に解消できることではなく、大変な事であるというのとは分かります。どこの自治体もこの人

口減にどうしたら歯止めを掛けられるか悩んでいるわけですから大変であります。

過疎の自治体にとつてはどうしたら脱却できるか苦しんでいるわけですし、人口問題は将来の死活問題であるといっても過言ではないと思います。財政上の観点から普通交付税の対象額、基準財政需要額を増やすことが必要であり、これが取りも直さず、町の経済的安定につながるのではないかと思います。

隣町の黒松内町が進めている都会からの移住や空き家対策、また町独自の考え方による居住人口を増やす工夫の中で私は住宅について固定資産税の減免や免除等を普通交付税の一人当たりの交付額、先程、40数万と言っておりますが、そういった範囲内で検討することも一つのアイデアではないかと考えておりますがいかがですか。要するに固定資産の税収は減ったとしても、人口増に伴う普通交付税の増収で賄うことが少しでも可能になるのではないかと考えております。

か、或いは免除されるというPRを大いに都会に向けて発信することも可能ではないかと思えます。併せて農地との有効活用も考えて行ければと思います。

それから先程、町長がおっしゃっていましたが、後志広域連合の関係でございますが、いろいろな事項が内包されておりますことから、なかなかすぐ参加というのは難しいかもしれませんが、人口減という中で近隣町村との連携は今行われている介護事業、とか、そういった福祉分野においては、特に必要ではないかと思えます。是非前向きに検討していただきたいと思います。

財政上という点で町長の意見を伺います。

●町長

人口問題の対策、人口増加が交付税と連動するというのはそのとおりでございますが、いろいろな北海道の中でも移住者の誘致対策についてうまくいっているところ、なかなか思いどおりにはいかないところの事例も聞いております。やはり基本的に第2の人生を寿都におくるケースの場合、また新たな産業を働き場と

して求めるこの地域での部分、このふたてに分かれた時には、まず若い人たちの職場、又産業、この確立なしにいくら求めても若い人は集まらないということで、やはり今、基本的に基幹産業である漁業の従事者を増やすために現在、藻場造成を含めたいろいろな増養殖関係に力を入れておりますので、漁業の活力が担い手を増やし、それに伴い連動すると信じておりますし、交流事業を数年前から進めている中で寿都町の魅力はどう発信していくか、今、子供たちから一般の大人の方が寿都町で交流する人口も徐々に増えてきております。寿都の魅力はまず、自然や魚がおいしいということもさることながら、住んでいる住民に魅力があるという声を相当聞いております。人材には、お金がかかっておらず、ひとつの人的財産として、もともとこの交流の部分でPRして、この寿都に移住するところにも力を入れていくことが人口増につながるというふうに考えているところでもあります。

また、広域連合の関係については財源、財政的な削減、経費の削減を考え

たときに、なおさら今の状況、人口が減ったとしても今の広域連合のやり方であれば、二重構造、実際に経費が余分にかかっているという話も聞いておりますので、これが解消されるのであれば入る余地があるとは思いますが、現状ではまだまだ入るに至らないというのが私の見解でございます。

平成21年第2回臨時会

を求めたものです。

平成21年第2回臨時会は4月28日に招集され、会期を1日と定め、人事案件1件、専決処分1件、条例の一部改正1件を審議し、同日閉会しました。

審議した案件

人事案件

◆寿都町農業委員会委員の推薦
農業委員として、成田正俊氏（湯別町下湯別）を推薦

専決処分承認の件

◆平成20年度寿都町一般会計補正予算（第7号）……承認（賛成9 反対0）

平成20年度の補正にて予算措置の事業につき、翌年度に繰越して使用することが出来るものとした繰越明許費に係る補正であり、3月31日専決し、議会の承認

で、これが解消されるのであれば入る余地があるとは思いますが、現状ではまだまだ入るに至らないというのが私の見解でございます。

平成21年第3回臨時会

を求めたものです。

●補正の内容（繰越明許費）
・高速無線施設整備事業
・定額給付金給付事業
・子育て応援特別手当交付金事業
・（仮称）こどもふれあいセンター整備事業
□繰越総額
4億1千3百17万4千円



条例の一部改正

◆寿都町税条例の一部を改正する条例……原案可決（賛成8 反対1）

地方税法の改正に伴い、個人住民税の住宅借入金等特別控除及び土地等に係る長期譲渡所得の特別控除の創設など、寿都町税条例の一部改正です。

平成21年第4回臨時会

平成21年第3回臨時会は5月19日に招集され、会期を1日と定め、条例の一部改正2件、単行議案1件を審議し、同日閉会しました。

審議した案件

条例の一部改正

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……原案可決（賛成9 反対0）

人事院勧告に基づき、寿都町職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給率を6月支給に限り、暫定的に減額改定するための条例の一部改正です。

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……原案可決（賛成9 反対0）

地方税法の改正に伴う介護納付金分の賦課限度額の改正、並びに平成21年度の国保税必要額を確保し適正な賦課額とすること、合わせて医療分に対し国民健康保険事業基金から1千万円を投入することによる国保税率等の見直しのための一部改正です。

これにより、前年度に比較し減税となるものです。
◆寿都町特定環境保全公下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更……原案可決（賛成9 反対0）

六条町の下水道終末処理場（シークリン寿都）改修工事につき、昨年7月の臨時議会において議決した「寿都町特定環境保全公下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の建設工事委託に関する協定の変更……原案可決（賛成9 反対0）」

水処理施設（機械設備増設） 1千400万円
水処理計装施設（電気設備増設） 2千660万円
変更後の協定額 1億8千100万円

平成21年第4回臨時会

平成21年第4回臨時会は7月14日に招集され、会期を1日と定め、単行議案2件、補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

審議した案件

単行議案

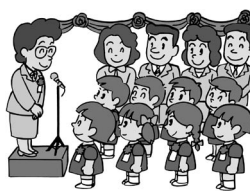
◆（仮称）寿都町こどもふれあいセンター建築主体工事請負契約……原案可決（賛成9 反対0）

文化センターそばに、道産の地域材を活用し、保育園を主体とする子育ての複合施設としての（仮称）寿都町こどもふれあいセンターを建築するものです。

・契約の方法 指名競争入札
・契約の金額 1億7千115万円
・契約の相手方 佐竹・青木経常建設共同企業体（代表者）
岩内郡岩内町字御崎 1番地の7
佐竹建設株式会社
代表取締役社長 佐竹英敏
工期 平成22年2月26日

◆（仮称）寿都町こどもふれあいセンター機械設備工事請負契約……原案可決（賛成9 反対0）
（仮称）寿都町こどもふれあいセンター建設に伴う機械設備工事を行うものです。

・契約の方法 指名競争入札
・契約の金額 5千512万5千円
・契約の相手方 進栄・東立経常建設共同企業体（代表者）
岩内郡岩内町字東山 27番地2
株式会社 進栄
代表取締役 進藤竹則
工期 平成22年2月26日



補正予算

◆平成21年度一般会計補正予算（第2号）……原案可決（賛成9 反対0）



6月30日に北海道町村議会議員研修会が行われ
議員10名が出席いたしました。(札幌市)

予算総額に、8億8千481万円を追加し、総額を40億15万5千円とするものです。

・国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」の関連、並びに「森林整備加速化・林業再生事業補助金」等を活用し、老朽化している学校給食センターの新築（仮称・寿都町食育センター）や定住促進住宅の整備、寿都中学校大規模改修（校舎窓の省エネ）などを行うものです。

● 補正の主なもの

- ・定住促進住宅整備
「美谷地区等」
1億5千879万4千円
- ・公営住宅窓・外壁改修工事「潮見団地」
4千2百万円
- ・寿都中学校大規模改修（省エネ）事業
7千2百万円
- ・寿都中学校グランド整備
5千万円
- ・仮称・寿都町食育センター建設
3億9千509万9千円

議 会 日 誌

（平成 21 年第 1 回定例会以降）

3 月

- 24日 寿都小学校卒業式（瓜生議長 他）
- 26日 岩内・寿都地方消防組合議会（沢村議員）
寿都水産加工業協同組合通常総会（瓜生議長）

4 月

- 2日 転入教職員辞令交付式（瓜生議長）
- 6日 寿都小学校入学式（瓜生議長 他）
潮路小学校入学式（瓜生議長 他）
- 7日 寿都中学校入学式（瓜生議長 他）
- 8日 寿都高校入学式（瓜生議長 他）
- 15日 例月出納検査（沢村議員）
寿都神社祈年祭（瓜生議長 他）
- 24日 美深町議会総務住民常任委員会行政視察来町（瓜生議長）
- 26日 寿都神社竣工奉告祭（瓜生議長 他）
- 28日 第2回臨時会・議員全員協議会（全議員）

5 月

- 8日 後志総合開発期成会総会（倶知安町 瓜生議長）
- 12日 南部後志町村議会正副議長会定期総会
（島牧村 瓜生議長・小西副議長）
- 13日 国保運営協議会（瓜生議長、中里総務常任委員長）
- 18日 例月出納検査（沢村議員）
- 19日 第3回臨時会・議員全員協議会（全議員）
寿都地区防犯協会定期総会（瓜生議長）
- 20日 平成 21 年度寿都商工会通常総会（瓜生議長）
- 22日 風力発電事業要望
（札幌市 瓜生議長・小西副議長・木村親志産業常任委員長）

- 25日 後志総合開発期成会・後志段階要望運動
（小樽市・倶知安町 瓜生議長）
- 26日 後志総合開発期成会・道段階要望運動（札幌市 瓜生議長）
- 28日 後志総合開発期成会・中央段階要望運動（東京 瓜生議長）

6 月

- 8日 岩内町議会議長葬儀（瓜生議長）
- 11日 議会運営委員会（岡部委員長、中里副委員長、
山本委員、小西委員、木村親志委員、瓜生議長）
- 13日 村田のりとし後援会観桜会（岩内町 小西副議長）
- 14日 山田俊男参議院議員農業政策講演会及び要望会
（小樽市 小西副議長）
- 15日 寿都小学校、潮路小学校運動会（小西副議長他）
- 16日 平成 21 年第 2 回定例会・議員全員協議会（全議員）
- 19日 例月出納検査（沢村議員）
- 23日 寿都町青少年問題協議会（中里総務常任委員長）
- 24日 寿都町戦没者追悼式（瓜生議長ほか多数の議員）



- 27日 札幌寿都会総会（札幌市 小西副議長）
- 30日 北海道町村議会議員研修会（札幌市～7/1 まで・全議員）

編 集 後 記

議会だより142号をお届けいたします。

今回の内容は、6月に行われた第2回定例会を中心に掲載しております。

さて、地球温暖化の影響が異常気象が各地で様々な形で起きており、北海道では夏というのに低温が続く、特に土日になると雨・風の日が多く、観光イベントや運動会などすっかりした開催が出来ない残念な結果となっています。

また先日、寿都神社例大祭も雨の影響を受け、足元（足袋）が濡れ、寿都の祭りの文化とも言つべき、家の中に上がりこんでの接待も遠慮がちとなり、玄関先で足早に行列に戻る光景が多く見られました。

この天候は基幹産業の漁業にも影響を与えているところですが、最近港ではブリ大漁など明るい声も聞かれていますので、イカ漁やウニ漁も一層の豊漁を期待し、昨年にもまして浜の活気を願うものです。

表紙の写真は例年、寿都神社祭の前日に行われる寿都保育園児によるかわいい御神輿かつぎの様子です。これから夏場は観光やレジャーに一層多忙期となりますが、健康に十分留意されてお過ごし下さい。